

京都市訓令甲第9号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 桜本 賴兼

第3条中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同条第27号中「20,000,000円以下」を「80,000,000円未満」に、「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、契約にあっては、1件100,000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。

第3条第27号を同条第26号とし、同条第28号を削り、同条第29号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同条第27号とし、同条中第30号を削り、第31号を第28号とし、第32号を削り、同条第33号中「これ」を「工事請負契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

第3条中第33号を第29号とし、第34号から第50号までを4号ずつ繰り上げ、同条第51号中「第52号」を「第49号」に改め、同号を同条第47号とし、同条第52号から同条第67号までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)